

✚ 貨物概要

さば（スコムベル属のもの）を三枚におろしたフィレを冷凍したもの（腹骨及び胸びれが残っている。）。

製法：解凍→頭除去→内臓除去→三枚おろし→ひれ等除去→洗浄→凍結→
検品、選別→梱包→-25℃以下で冷凍保管

✚ 分類

関税率表第 0304.89 号－1（統計番号 0304.89-100）の冷凍したさばのフィレ

✚ 分類理由

本品は、三枚におろしたさばで、頭、内臓、主なひれ及び骨が取り除かれてあり、冷凍したさばのフィレであると認められますので、上記のとおり分類されます。

✚ 分類のポイント

本品には腹骨等の小骨が残っていますが、関税率表解説第 03.04 項において、小骨が完全に除去されていなくてもその所属（分類）には影響しない旨規定されていますので、本品は関税率表第 03.04 項のフィレとして分類されます。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に
おける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合においては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずるこ

とがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）